

上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第26号

上尾市手数料徴収条例及び上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(上尾市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 上尾市手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「200円」の次に「(端末機(上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和49年上尾市条例第3号)第12条第3項に規定する端末機をいう。以下同じ。))により交付する場合は、150円)」を加え、同表12の項及び14の項中「200円」の次に「(端末機により交付する場合は、150円)」を加え、同表15の項中「(昭和49年上尾市条例第3号)」を削り、同表16の項中「200円」の次に「(端末機により交付する場合は、150円)」を加える。

(上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 上尾市戸籍法関係手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「450円」の次に「(上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和49年上尾市条例第3号)第12条第3項に規定する端末機により交付する場合にあっては、400円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上尾市手数料徴収条例別表2の項、12の項、14の項及び16の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる当該証明書の交付について適用する。

3 第2条の規定による改正後の上尾市戸籍法関係手数料徴収条例別表1の

項の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。

（上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

- 4 上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和49年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「民間事業者が設置する」を削る。